

道路占用許可申請（道路法第32条）について

1 申請に必要な書類

(1) 申請書

申請書は正本2部を提出すること。提出された申請書の1部は、工事又は作業を行うおとす場所を警察署と協議するため、道路管理者から当該警察署長に提出します。

提出に際しては、担当部署、担当者及び電話番号、工事施工業者が決定している場合は業者名を明記すること。

※通行止めの場合は正本4部を提出すること。

(2) 位置図【縮尺：10,000分の1以上】

申請箇所を赤線で図示したもの。

(3) 平面図【縮尺：500分の1以上】

平面図は現況と工事前後の関係が判るように作成するものとし、次の事項に留意すること。

- ・官民境界の図示
- ・掘削等が伴う場合には、原則として赤実線でその範囲を図示するとともに、赤破線で工事影響範囲の図示

(4) 横断図【縮尺：100分の1以上】

次の事項に留意すること。

- ・占用箇所の道路全幅を図示
- ・技術的に必要と思われる最小限の横断を示す
- ・掘削する場合には、掘削線を赤実線で、影響範囲を赤破線で示した復旧図を添付

(5) 構造図【縮尺：20分の1以上】

占用物件を図示したもの。

(6) 保安施設設置計画書

道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るための保安施設設置計画書及び交通規制図として工事関係の道路標識の設置、迂回路等、信号装置又は手旗等による交通整理等の方法を平面図等に記載したもの

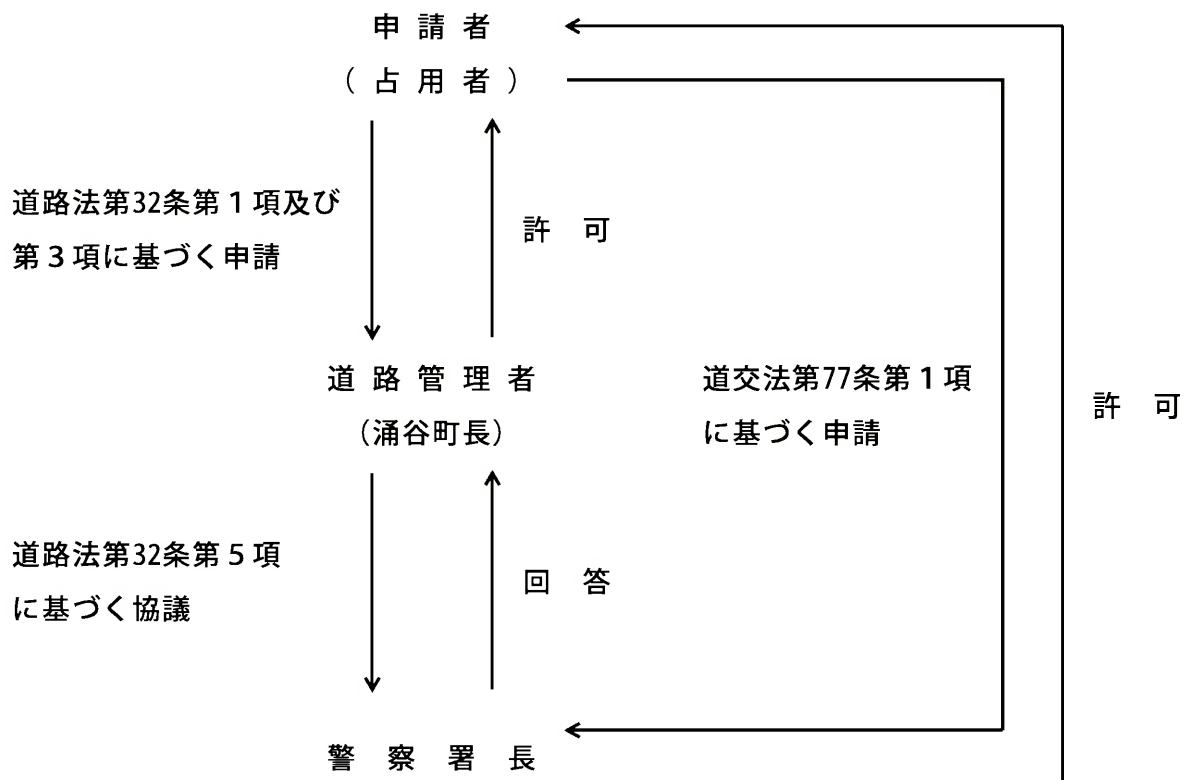
(7) その他

工事工程表、現況写真、工事仕様書等の提出を求められた際には速やかに提出すること。

※1 申請は、占用工事を着手しようとする30日前まで提出すること。また、交通規制内容によっては、県公安委員会に協議する必要がある場合がありますので、余裕を持った計画をすること。

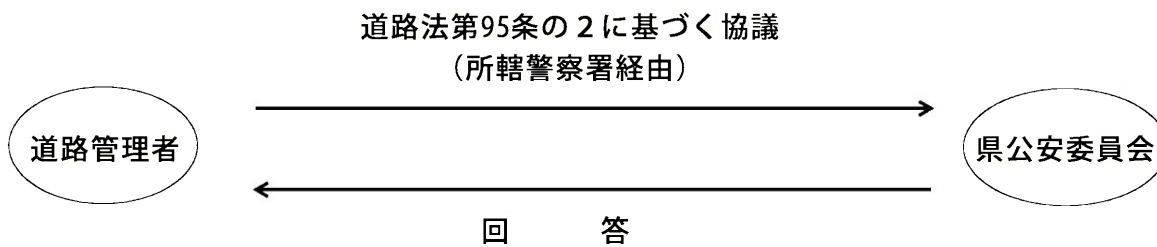
※2 占用物件の規模、施行内容等に応じ、上記書類を簡素化することがあるので、申請しようとする時に相談してください。

《 申請から許可までのフローチャート 》



申請から許可までの標準期間は2週間程度です

《 県公安委員会との調整のフローチャート 》



協議から回答までの標準期間は3週間程度です